

お知らせHOTコーナー

中学校通学区域の一部変更

潮止中学校の生徒数増加などに伴い、令和4年4月1日より通学区域の一部を変更します。

内潮止中学校の通学区域の一部（木曽根、南川崎、伊勢野の一部）を八潮中学校の通学区域に変更

対令和4年4月1日以降に入学および転入学する生徒（在學生は対象外）

指定校の変更希望 今回の通学区域変更に伴う指定校変更の希望については、学務課へご相談ください。

※変更地域地番など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問学務課 ☎ ☎ 378

児童相談所相談専用ダイヤルの無料化・変更

7月1日から無料化し、番号が変更となります。

新ダイヤル

☎ 0120-189-783

問子育て支援課 ☎ ☎ 848

自転車用ヘルメットの購入費用の補助

対申請日現在、過去1年以内に自転車用ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下（15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方）および65歳以

上の方（自転車ヘルメット購入時）※本人または同一世帯の方が申請できます。通学用ヘルメットは対象外。

内購入費用の2分の1（上限2,000円、100円未満切り捨て）

定100人（申込順）※1人につき1回まで。ただし、中学生以下で、前回の申請から3年度を経過すれば再度申請できます。

申申請書（交通防犯課または市ホームページで入手）に必要書類を添えて、交通防犯課（☎ ☎ 397）窓口へ

社会を明るくする運動強調月間—7月1日～31日—

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本運動の趣旨を理解し、啓発活動などにご参加くださるようお願いいたします。

問さいたま保護観察所企画調整課 ☎ 048-861-8287

サマージャンボ宝くじ発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために使われます。

発売期間 7月13日(火)～8月13日(金)

抽せん日 8月25日(水)

問（公財）埼玉県市町村振興協会 ☎ 048-822-5004

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

日7月8日(木) 午前10時～午後5時

場ソニックシティ

内各市町村の特色や仕事の内容、職員の募集内容など（八潮市は午後2時から5時までブースを設置）※参加には事前予約が必要です。予約方法などについては、広域連合ホームページ（<https://hitozukuri-navi.jp/>）をご覧ください。

※6月下旬から、各市町村担当者とZoomによる相談会あり。

問彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎ 048-664-6681



第38回八潮市美術展覧会出品者

対市内在住・在勤・在学の15歳以上の方（市内所属サークルを含む、中学生を除く）

内洋画、日本画、彫刻、切り絵、工芸、陶芸、写真※規格などはお問い合わせください。

搬入 9月20日(例) 午前10時30

分～正午

搬出 9月26日(日) 午後4時～4時30分

定1人3点以内

費1点＝1,000円、2点＝1,600円、3点＝2,000円

申6月30日までに、参加申込書（八幡公民館または市ホームページで入手）を文化協会事務局（八幡公民館内 ☎ 995-6216、受付＝午前9時～午後5時）窓口へ

農園利用者

●**市民農園**

利用期間 申し込み日～令和4年3月31日（2年ごとの更新）

場鶴ヶ曽根1000

対市内在住・在勤の方

内1区画30平方メートル

定5区画

費1区画月額1,000円

●**ふれあい農園**

利用期間 申し込み日～令和4年3月31日（1年ごとの更新）

場①高橋農園（古新田245）

②豊田農園（西袋876）

対畑の管理ができ、徒歩または自転車で通える方

内1区画①20平方メートル②30平方メートル

定①2区画②7区画

費1区画①年額8,000円②年額12,000円

※各農園の空き状況は、5月25日現在のものです。

問都市農業課 ☎ ☎ 299

八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする方に、その費用の一部を補助します。

問商工観光課 ☎ ☎ 479

対次の申込資格をすべて満たしている方

▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方▼申込日現在において市税の滞納のない方▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

対象住宅 申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅（集合住宅は個人の専用部分）。

対象工事

▼市内に本店など（法人における本社、または個人事業主の場合は市内に住所があること）を有する施工業者が行う、10万円（税別）以上のリフォーム工事▼補助金の交付が決定されてから着工し、令和4年3月16日までに完了する工事（すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外）▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

補助金の額 10万円（税別）以上の工事で、工事額の30パーセント（千円未満切り捨て）※上限額10万円

申6月22日から12月24日までに、所定の申請用紙（商工観光課または市ホームページで入手）などを商工観光課窓口へ

※予算枠に達し次第締め切り※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。

事業者向け補助制度

市では、商業・工業振興施策として、費用の一部を助成するさまざまな制度を実施しています。

問商工観光課 ☎ ☎ 479

①**展示会等出展費用補助制度**

市内の中小企業者の方が、市外の工業の展示会・見本市に出展するための費用

②**試験機関利用補助制度**

市内の中小企業者の方が、新製品・新技術の開発などのため、試験機関の設備を使用または試験を依頼した費用

③**工業活性化推進事業補助制度**

市内工業の活性化および振興を図るため、市内の工業団体が共同で行う経営改善などの事業の実施に対する経費

④**新商品開発支援事業補助制度**

個性と魅力ある個店や商店街づくりを通した商業活性化を目的として行う新商品開発の費用

—共通—

申令和4年3月10日までに、所定の申請用紙（商工観光課または市ホームページで入手）などを商工観光課（☎ ☎ 479）窓口へ（郵送不可）※予算枠に達し次第締め切り

補助金額など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。